

盛岡藩の罪と罰雑考(一)

吉田 正志

はじめに

第一章 死後の世界と裁判・刑罰

第一節 亡魂が密通を告発

第二節 墓所で判決申し渡し

第三節 墓に板囲い

第四節 屍仕置とは何か？

第二章 死刑制度の諸特徴

第一節 各種処刑場

第二節 「鋸挽之上櫓」の不採用

第三節 放火犯への刑罰は火罪にあらず

第四節 掘物師の身分(以上本号)

第三章 手前仕置と仲間仕置

第一節 手前仕置——その一・給人

第二節 手前仕置——その二・武士の親類

第三節 手前仕置——その三・百姓、町人

第四節 手前仕置——その四・主人

第五節 無礼討ちの作法

第六節 座頭仲間の仕置

第七節 山伏仲間の仕置

第八節 乞食仲間の仕置

第四章 責任能力と刑罰の減軽

第一節 乱心の取り扱い

第二節 幼年者は数え十五歳未満

第三節 飢饉時の盗み

第四節 内済の可否

第五章 追放刑と身体刑

第一節 場所が指定された追放刑

第二節 新田・鉢山への追放刑

第三節 身体刑の不採用

第六章 犯罪捜査の諸手段と護送・牢

第一節 現金を掲示した囑託札

第二節 人相書

第三節 目安箱の変遷

第四節 死にくじと神判

第五節 目明しの公認

第六節 護送体制と大名家格

第七節 牢の諸相

おわりに

はじめに

本稿の内容

わたしは、本『法学』誌上に次の二つの盛岡藩法関係論考をすでに発表した。

① 『盛岡藩 雑書』にみえる近世前期の幕府人相書について(七四卷五号、二〇一〇年)

② 離縁を求めて駆け込む盛岡藩の妻たち(八〇卷六号、二〇一七年)

これら両者はいずれも特定のテーマ一つに絞って考察を加えたものであるが、本稿はこれらとは異なり、三十のテーマを設定して盛岡藩刑事法の実態とその特質を多面的に追究するスタイルを採用している。という、いかにも最初からこのようなスタイルを意識したように聞こえるかもしれないが、実情を告白すれば決してそうではない。本来ならば上記二論考と同様に、個々のテーマに関係する諸史料を博搜し、それに基づいて考察を行うべきなのであるが、史料収集が不十分なため充実した論考を書くことができなかったのである。

しかし、このような未熟な論考ではあるものの、なかには結果的に一定の新知見を提供しているものもあるし、また考察の不十分な点については、それを率直に示して識者のご教示を仰ぐことが生産的ではないかと考え、あえて本

稿を公表することにした。これが論題を「雑考」とした所以である。

利用する史料

盛岡藩法関係の史料集としては、主として法令を収録した『藩法集』9・盛岡藩(上)(下)があるが、本稿の執筆を可能にした最大かつ直接の要因は、盛岡藩の根本史料である家老席日記『雑書』が一九八六年から翻刻刊行され始めて、現在も続刊中であることである。このことよって『雑書』に容易に接することができるようになった。この『雑書』には一年ごとに実にいるいろいろな記事が載っているが、その一つとして刑事判例を初めとして豊富な法制記事があり、盛岡藩法を調べるうえで誠に有益な史料である。この『雑書』刊行のおかげで、わたしは、文化五・六年(一八〇八・九)に制定された『文化律』という盛岡藩法典だけでは分からない、現実存在したさまざまな法制度を知ることができた。極端にいえば、本稿は、『雑書』に載っている記事をわたしの関心に基づいて並べ直しただけといっても過言ではない。

さらに、盛岡藩の刑事判例集である『刑罪』^{けいざい}が、藩法研究会の手で『近世刑事史料集』1・盛岡藩として翻刻刊行された。これには寛永二十年(天保八年(一六四三)〜一八三七)という長期間の刑事判例が収載されているので、『雑

書』とともに盛岡藩の刑事法を知るうえで貴重な素材を提供してくれる。

天保九年（一八三八）以降の幕末期についても数種類の判例集があり、わたしの手許にも『盛岡藩判決事例』と名付けられた写本がある。これは文化十五年（『文政元』安政四年（一八一八）一八五七）の刑事判例の要旨を記したものであるが、まだ活字化されていない。そのため本誌読者が直接参照するのには不便であるが、幕末期の判例等を知るためにやむを得ずこれを利用することにする。

要するに、以上のような史料を利用することによって盛岡藩の初期から幕末期の藩法を知ることができる。それは単に刑事法のみならず、今でいえば民事法や行政法といった法の分野も視野に入れることができるのである。

史料の略称

上記の四つの史料及び『雑書』の一部である『覚書』^{おぼえがき}は、本稿のなかできわめてしばしば利用するので、煩雑さ^{わづらわ}を避けるために以下のように略記することとする。

- 『藩法』上・下 下 藩法研究会編『藩法集』9・盛岡藩
(上) (下) (服藤弘司担当、創文社、一九七〇・七二年)
『雑書』 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編
『盛岡藩 雑書』 一〜一五巻 (熊谷印刷出版部、一九八六〜二〇〇一年) 及び『盛岡藩家老席日記 雑書』

一六〜四二巻 (東洋書院、二〇〇四〜二〇一七年)

『覚書』 岩手県立博物館編『盛岡藩 覚書』・文政十三年 (岩手県文化振興事業団、一九九三年) 及び岩手県立博物館監修『盛岡南部家文書・家老席日記』『覚書』慶応編 (東洋書院、二〇〇〇年)、同『同上』明治編 (同、二〇〇二年)

『刑事』 藩法研究会編『近世刑事史料集』1・盛岡藩 (創文社、二〇〇六年)

『事例』 著者蔵『盛岡藩判決事例』一項「主親夫殺」三七項「武器不始末」

これらについては、本文のなかに、例えば『藩法』上、二七二頁所掲明和五年（一七六八）六月十日書付、『雑書』貞享四年（一六八七）八月二十七日条（五巻、五三七頁）、『覚書』明治二年（一八六九）十二月十日条（明治編、八五九頁）、『刑事』四三・四頁所掲貞享五年（『元禄元、一六八八）十二月八日判決、『事例』六項「乱心」所掲文政八年（一八二五）六月二十二日判決のように記して、その出典を明らかにする。

『文化律』については、中澤巷一監修・京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』（創文社、一九八〇年）に収録されている翻刻を利用した。『文化律』中に掲載されている判例を利用する場合は、律第六七条のように略記する。

また、横川良助『内史畧』^{ないしりやく}は、岩手県立図書館編『岩手

史叢』二〜五巻（岩手県文化財愛護協会、一九七三〜七五年）収録の翻刻を、同『見聞随筆』は『岩手史叢』六・七巻（同、一九八三年）収録の翻刻を、さらに大河内貞『たとへは』は『岩手史叢』九巻（同、一九八二年）収録の翻刻を利用し、それぞれ『内史畧』前十六（二巻、三四〇頁）、『見聞随筆』巻四（六巻、二二一〜三頁）、たとへは『家』家、一八七頁のように出典を略記する。

星川正甫『盛岡砂子』は、原則として南部叢書刊行会編『南部叢書』一冊（南部叢書刊行会、一九二七年）収録の翻刻を利用し、『盛岡砂子』巻一、三九六頁のごとく記すが、必要に応じて『岩手史叢』三巻収録の翻刻も利用する。また、同『食貨志』は『岩手史叢』九巻収録の翻刻を利用し、『食貨志』三〇六頁のごとく略記する。

江戸幕府の『公事方御定書』下巻については、司法省蔵版・法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』後集一〜四（創文社、一九五九・六〇年）収録『科条類典』の翻刻を利用する。しばしば参照する会津藩（松平家）の『家世実紀』は、家世実紀刊本編纂委員会編『会津藩 家世実紀』一〜一五巻（吉川弘文館、一九七五〜一九八九年）の翻刻を利用し、『家世実紀』元禄五年（一六九二）五月二十五日条（四巻、五三六頁）のように略記する。これら以外の利用史料・文献で、その出典を明らかにしておいた方がいと思われるものについては、本文に註の番号を付け、各節末に

註記する。

なお、本稿にはいわゆる「差別用語」が多く出てくるが、それはあくまでも歴史用語としての使用であつて、差別を肯定するつもりはまったくないことを、あらかじめお断りしておく。

四

(1) わたしは、同論考の註(28)（一四七頁）において、『御触書

寛保集成』二八五六号元禄十一寅年十一月日蓮宗妙栄寺日泰人相書と二八五七号元禄十三辰年七月正阿弥八郎兵衛・権右衛門人相書が『雑書』にはみられないとしたが、これはわたしの見落としで、前者については、人相書それ自体はみられないものの、『雑書』元禄十二年正月十九日条（七巻、一八七頁）に日泰らしき人物は領内にいない旨の報告書が掲げられているので、同人相書が領内に触れたことは疑いなく、また後者については、『雑書』元禄十三年七月十五日条（七巻、四五七〜六〇頁）に、人相書それ自体と従来より縮小されたそれへの探索体制の記述がみられる。それゆえ、同論考で探索体制の縮小を享保六年六月の下人直助人相書からとした部分（二三七・八頁）は、遅くとも元禄十三年七月から改められなくてはならない。以上をこの場を借りて訂正しておく。

第一章 死後の世界と裁判・刑罰

第一節 亡魂が密通を告発

事件の概要

『雜書』貞享四年（一六八七）八月二十七日条（五卷、五三七頁）に、次のような記事がある。

一戸町（現一戸町、以下同）検断の儀兵衛が同年五月二十日に死亡した。ところが、その儀兵衛の亡魂が同町の次郎助に乗り移り、儀兵衛の女房が久四郎という者と密通しており、このことは小走りの長七がよく知っているので、長七に詳しく尋ねてほしいと告発した。

このことを知った町中の者が集まって長七に事情を尋ねたところ、事実には間違いないと長七が白状したので、この事件を儀兵衛の鞆の儀右衛門が代官の佐々木三郎兵衛・枅内与五左衛門まで訴えた。この訴えを受けて、町奉行の高屋四郎左衛門・高橋惣左衛門が、横目の松岡八左衛門と代官佐々木三郎兵衛・枅内与五左衛門を立ち合わせてさらに訊問し、密通が事実であると認定した。これにより八月二十七日に次のような判決が下された。

- 一 一戸町検断儀兵衛女房、此女久四郎と密通仕候、
- 一 一戸町久四郎、此男儀兵衛女房と密通仕候、
- 右式人、八月廿七日より同廿八日の朝迄さらし、廿八日二八本町・八日町間の釘貫きわ二さらし、廿八日二八中町末二さらし、両日とも二小はた男女共二為指、十人同心・十人籠守付居、廿八日午ノ上刻（正午過ぎ）殺生場にて男女共成敗、

判決の説明

以上が判決だが、少し説明を加えると、まず検断については、二戸郡福岡（二戸市）の検断職務を説明した記録に、「藩庁及代官庁ノ命令ヲ奉行シ、及町政ヲ処理ス、且ツ配下ノ農工商ヲ奨励シ、及非違ヲ処罰スル事ヲ掌ル」とあるので、その町の責任者である。藩庁やその出先機関である代官所と町民の間に立って町政を司るとともに、町の治安維持を図る重要な町役人である。また、小走りというのは、検断などに命じられて、町の運営についての用件を諸方面に伝達する下級の町役人であろう。

これに対して、代官は藩の役人で盛岡藩の地方の管理を担当した。初期のことはよく分らないようだが、寛文五年（一六六五）以後に三十三の代官区が設定されて、その代官区を「通り」と呼んでいる。おそらく一通りごとに一代官所が設置されたものと思われるが、享保二十年（一七三五）三月に代官所を二十五ヶ所に整理して、二つの通りを担当する代官所ができたらしい。一代官所の代官の定員は、後期の例では二人なので、前期でも同様だったであろうか。上記の事件を担当した代官も佐々木三郎兵衛と枅内与五左衛門の二人である。

また、町奉行も藩の役人で盛岡城下町の管理全般を担当したが、その一環として城下で生じた刑事事件の裁判も行った。盛岡の町奉行は原則として二人だったようで、上記

事件では高屋四郎左衛門と高橋物左衛門の二人が町奉行である。横目は、のちには目付と呼ばれる役人で、その本来の役目は監察官であるが、盛岡藩では町奉行とともに裁判を担当している。

そこで、この事件を想像をまじえながら整理してみると、検断儀兵衛の女房は、たぶん儀兵衛が存命のときから久四郎という男と密通しており、そのことを儀兵衛が気付いていたかどうかは不明だが、少なくとも儀兵衛の身近にいて使い走りなどをしていた長七は知っていながら、そのことを儀兵衛には内緒にしていたことと思われる。儀兵衛の女房から金でもつかまされていたのではないか。しかし、あるいは儀兵衛もうすうすは何か疑いをもっていたのかもしれない。何とも未練が残っていて、そこで儀兵衛の亡魂が次郎助に乗り移り、密通の事実を暴露したわけである。次郎助という人物については何も説明がないが、あるいはいわゆる口寄せ巫女のような性格の者であろうか。

この亡魂の告発を受けて、代官の上申に基づき盛岡城下で裁判が行われた。当時の刑事裁判は、多くは現地の代官が審理して、その結果だけを書面で城下の会所に報告し、被疑者の身柄は現地に留め置かれたが、この事例では身柄を城下に移して町奉行と横目による裁判が行われている。よほど難しい裁判だったのであろう。

裁判の結果、密通の事実が認定されて、儀兵衛女房と相

手の久四郎は、密通の事実を書いた小旗を差されて、盛岡城下の本町と八日町の間の木戸である釘貫のきわや中町末に晒されたうえ、殺生場で成敗された。二人が差された小旗は、幕府では本人に差すのではなく、晒し場に立てたようだが、「捨て札」と呼ばれる。なお、この晒し場の番をした「十人同心」「十人籠守」という役人についてはよく分からない。同心が十人いたというのはあり得るだろうが、籠守は十人もいなかったと思われる。「十人」とは「徒人」、つまり下級の同心や籠守という意味とは考えられないであろうか。識者のご教示を得たい。

それはともかく、このように繁華街で密通の事実を書いた小旗を差されて晒し者にされ、恥ずかしい思いをさせられたうえで、小鷹（小鷹）にあつた殺生場（処刑場）で成敗されたが、ここでいう成敗が単なる斬首刑なのか、それとも獄門が附加されたのか、この点は不明である。成敗の後、獄門が附加されることがよくあるが、そのときは判決文に「首を懸けよ」などと記されるようなので、この文言がみえないところからすると単なる斬首刑のように思うが、処刑前に晒し刑が行われているところから推測すると、処刑後に獄門に処したかもしれないので、一応疑問としておきたい。

亡魂の告発が信じられた

以上が事件の説明である。現在ならば、亡魂が他人に乗り移つて女房の密通を告発するなどということ警察や検察が取り上げることが、とうていあり得ないだろうと思ふ。わたし自身も霊魂の存在を信じない方なので、この事件は、事件を代官に訴えた儀兵衛の錚の儀右衛門と儀兵衛の女房との間に、遺産争いか何か悶着があり、儀右衛門と次郎助・長七がグルになつて、儀兵衛女房の密通をでっち上げたのではないかなどと勘繰りたいところである。

しかし、現在でも下北半島の恐山(青森県むつ市)の口寄せ巫女である「イタコ」を訪ねる人が大勢いるように、霊魂の存在を信じる人がいることも事実である。そして、この事件のあつた十七世紀後半ではむしろ霊魂の存在を信じるの方が圧倒的に多かつたであろう。実際上記事件に登場する役人は、誰一人として亡魂の告発を疑問に思つていないようにみえる。

このように霊魂の存在を自明のこととする事例は、この他にも、例えば墓の前での判決申し渡し、墓を板囲いする、死体に刑罰を加える屍仕置などにもみられる。以下、順次取り上げて紹介するが、歴史を知るには、現在の視点に立つて過去をみることもともに、過去の人の気持や考え方を踏まえて過去をみることも重要ではないか。

(1) 岩手県編『岩手県史』五巻・近世篇二(岩手県、一九六三

年)六〇五頁。以下、役職の説明は、同上、五三七頁、五四六・七頁、五九九頁、四七七・八頁を参照。

(2) なお、この話は『内史略』前十六(二巻、三四〇頁)にも載っているが、貞享三年のこととされている。

第二節 墓所で判決申し渡し

『文化律』の規定

『文化律』第一二三条「御仕置仕方之事」のなかに次のような規定がある。

一 御詮儀相済、於牢中相果候者、重キ科人ハ塩詰之上
御仕置被 仰付、軽キ科人仮葬被 仰付、於場所被
仰渡、尤、至て軽キハ被 仰渡ニ不及事、

但、都て科人え被 仰渡書、御徒目付読渡之、
この条文の本文前半は「屍仕置についての規定で、これについては本章第四節で説明する。ここで問題としたいのはこの本文の後半である。つまり、牢内で死んだ軽い犯罪者(といつても打首に処される程度の者だろう)については仮葬しておき、その場所で判決を申し渡すという。この「仮葬」というのは、たぶん牢死者を仮に埋葬しておくことであらう。また、前半の文章と書き分けられていることから、ただ判決を申し渡すだけで屍仕置にはしないと解釈していいだろう。

江戸の町奉行所の死刑判決申し渡し

そこで、まず本題を話す前提として、江戸の町奉行所の死刑判決はどこで申し渡されたかということについて確認しておく。テレビの時代劇などでは、町奉行所の法廷である白洲で町奉行自身が、白を切る悪者どもに動かぬ証拠を突き付けて、「恐れ入りました」と白状させようと、「お前たちの悪事は不届き至極、よって打首、獄門を申し付ける」などと死刑判決を申し渡す。しかし、実際には、百姓・町人に対して白洲で死刑判決を申し渡すことはなかった。牢に収容されている武士に対する死刑判決は白洲で申し渡すこともあったが、百姓・町人への死刑判決は原則として小伝馬町（中央区）の牢屋敷で、そこに派遣された町奉行所の与力（奉行ではない）によって申し渡された。

それは、江戸では、死刑判決の申し渡しが行われるとすぐに死刑が執行されたことと関係する。つまり、斬首は一般に牢屋敷内にある処刑場（これを土壇場^{どたんば}という）で、判決を申し渡した与力などが立ち合ってすぐに執行されたし、また、処刑場である鈴ヶ森（品川区）や小塚原（荒川区）で行われる火罪や磔も、判決が申し渡されるとすぐに処刑場に連れて行かれて執行された（晒し刑が附加される場合は若干異なる）。

盛岡藩の死刑判決申し渡し

城下の牢に収容されている者に対する死刑判決は牢で申し渡したことは盛岡藩も同様で、裁判所である会所（のちに評定所と呼ばれる）で判決を申し渡すことはない。地方におかれた代官所ではどこで判決を申し渡したのか分らないが、代官所の場合はその役所の建物の一隅が牢として利用されたのではないかと思われるので、判決申し渡し場所に大きな違いはないだろう。

ただし、盛岡城下の小鷹の処刑場で死刑が執行される場合は処刑場で徒目付^{かちめつけ}が判決文を読んだようであり、また犯罪発生地での処刑である所仕置については、その犯罪発生地に徒目付が出張して判決を申し渡すこともあった。

墓所で判決申し渡し事例

ところが、被疑者が判決が出る前に牢死したときは事情が異なる。牢死者の処理にはいくつかの方法があるので、その全体については第六章第七節で指摘することにして、その一つの方法の仮葬がここでの問題である。具体的には三件の事例を確認できたので、それを紹介しよう。

① 『雑書』明和八年（二七七二）十二月二十九日条（二

七卷、五二五頁）

新庄村字小貝沢

（盛岡市）孫右衛門の下人三助が、明和七年八月十六日に紺屋町（同）の井筒屋で酒を呑んでい

て、居合わせた浅岸村(同)の万吉から悪口をいわれて残念に思い、切羽で切り付けて疵を負わせ、その疵が元で万吉が死亡した事件である。判決は「御大法之通打首」と決まったが、三助は牢死したため「仮葬於場所所以御徒目付為申渡之」とされている。

② 『雑書』寛政五年(一七九三)十月二十六日条(三五卷、一七六頁)、『刑事』八一八頁

宮古代官所釜津田村(岩泉町)肝入伊右衛門子の伊勢松が、寛政四年七月十五日の夜に、親の伊右衛門所に村の者どもが集まって盆踊りをしていた場で、酒に酔って人違いで同村の長治夫婦を打擲し、その疵で長治が死亡した事件である。判決は、「人違と乍申、人殺ニ相違無之、無調法至極ニ付、於所打首被 仰付」であった。しかし、事情は明らかでないが伊勢松は死亡したらしく、「伊勢松儀ハ於墓所為申渡之」とされている。

③ 『事例』六項「乱心」所掲文政八年(一八二五)六月二十二日判決

高橋四郎左衛門の退身の兄の高橋与市が、無調法があつて塾居中の同年三月七日に、弟四郎左衛門を殺害して出奔し、仙台藩領宮城郡の保春院(仙台市)に行つて忍んでいたところを捕り押さえられて、詮議の結果「帯刀被 召放、牽舎」とされた。しかし、「右与市義、篋中ニて首縊相果候得共、墓所ニて右被 仰渡」た。

墓は本人そのもの

上記事例の①は仮葬の場所、②・③は墓所とあるから、厳密にいうと両者に違いがあるように思われるが、牢死者の本葬が許されたとも思われないので、おそらく②・③の墓所も仮葬の墓所と理解した方がいいだらう。そして、その墓に向かつて徒目付が判決を申し渡すのだから、墓は本人そのもの、少なくとも本人の身代わりと考えられていたことは疑いない。この墓のなかに、たとえ肉体は滅んでもその霊魂が存在するからこそ、その墓に向かつて判決を申し渡す意味があるのだらう。

しかし、考えてみると、現在のわたしたちでも、決して霊魂の存在を信じているわけではないにもかかわらず、墓に向かつて手を合わせて何かを念じるという行為はよくあることだと思ふ。となると、墓という施設は霊魂を信じるか否かとは別次元で捉えられるべき場所かもしれない。

(1) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年)

八九一〜四頁。

(2) ちなみに江戸幕府の場合は、「吟味詰り之口書」の作成がなされないうちに死亡した被執問者については、死亡によつて吟味が打ち切られるが、その作成が完結している者については吟味が続行されて判決が決定される。そして、その申し渡しはその一件の関係者等の生存者に対して行われ、墓に向かつて判決を申し渡すことはなかったようである(同上、八八四〜六頁、平松義郎監

修・京都市日本法史研究会編『近世法制史料集』二卷(創文社、一九七四年)「御仕置伺 解題」(橋本久氏執筆、二二頁)参照。

第三節 墓に板囲い

徳川宗春の墓に金網

八代將軍徳川吉宗は、七代將軍徳川家継が跡取りを残さず逝去したため、御三家の一つである紀州和歌山藩から徳川宗家を継いだ人物である。この吉宗の時代の享保十四年(一七二九)に、これまた御三家の一つの尾州名古屋藩の七代藩主になったのは徳川通春(のちに改名して宗春)であった。

もともと紀州家と尾州家とは何かと対抗意識が強かったようだが、吉宗に対する宗春の対抗意識は輪をかけて強力だったらしく、とくに儉約を説いて財政緊縮政策を進めた吉宗に対し、宗春は京・大坂から大商人を誘致したり遊廓を設置するなど、消費を拡大して名古屋の賑わいを図る政策を採用した。また、宗春自身もたいへん派手な生活を送ったようで、行列はいつも華麗で、寺社参詣の折りなどは五尺(一・五メートル)ばかりの煙管を携え、白い牛に乗って往来したそうである。とりわけ享保十七年(一七三二)の嫡子万五郎の端午の節句では、江戸市ヶ谷の藩邸に旗や轍を飾り、江戸町人に自由に見物させた。日頃節約を強い

れていた江戸町人は、もっけの見せ物と喜んで、どっと押し寄せたとのことである。

このような宗春の行動を苦々しく思っていた吉宗は、ついに元文四年(一七三九)正月十二日に宗春に隠居蟄居を命じる。宗春はしばらく江戸麹町(千代田区)の藩邸で謹慎したのち、名古屋に下つて幽閉の生活を送ることになった。しかも、宗春が明和元年(一七六四)に六十九歳で逝去したのち、その宗春の墓碑に金網が懸けられて、それが許されたのは実に七十五年後の天保十年(一八三九)だった。ここには、墓碑に金網を懸けることで宗春の幽閉状態を継続させるという、象徴的な行爲を読み取ることができらるであらう。

墓に板囲いの事例

金網ではないが、同じ効果を狙ったものとして、盛岡藩でも墓を板囲いした事例が二件あるので紹介しよう。

- ① 『事例』二九項「役柄二不似合勤方」所掲天保十一年(一八四〇)五月十九日判決、『内史畧』后十(四巻、六八六―八頁)

これは、加判役だった奥瀬内蔵が存生中、藩主から格別の高恩を受けたにもかかわらず、それを忘却して根柢のない嘘言を構え陰謀を企てたとの嫌疑で、内蔵が死去したため「格別之御憐愍ヲ以、重慎之姿ニテ、永墓所へ囲被 仰

付」たものである。これに関連して、大ケ生外衛が同様に処罰されているとともに、下御殿に勤務していた高橋与四郎も、存生中傍若無人、大胆不忠至極の逆臣とされて、「格別之御憐愍を以、雑人ニ御引落、永篋之姿にて永墓所へ囲被 仰付」とされている。

この三人のうち、高橋与四郎については『内史畧』后六(四卷、三八八・九頁)に関係記事があり、そこでは「与四郎石碑院居士号・苗字・実名爲御削、石碑板囲被 仰付」とされてるので、これを信用すれば、単に墓を板囲いしただけでなく、墓碑の記事も削られたようである。

このような処罰を被った理由は、江戸下屋敷を普請して若い女を集めて酒宴・遊興にふけり、党を集めてよからぬ集会をたびたび行つたという指摘があるから、あるいは藩内に権力闘争があり、反対派から弾圧されたのではないか。

- ② 『事例』 一一項 「不筋之類」 所掲嘉永二年(一八四九) 十月二十日判決、『内史畧』后十二(五卷、一一三頁)

二つ目は、奥医師の江幡春庵が、格外の高恩を忘却して大胆不忠至極のことがあったので、重く仕置するところながら、「致死去候ニ付、格外之御憐愍ヲ以、身帯・家屋敷御取上、雑人御引下、永篋之姿にて永墓所へ囲被 仰付」た事例である。『内史畧』后十三(五卷、一八五頁)によれ

ば、その墓所は長イ町の天福院(盛岡市)で、仮葬場とされている。

この江幡春庵が罪を得た事情は以下の通りである。文政八年(一八二五)七月に近世盛岡藩第十三代藩主となった南部利済は若くして非凡英才を謳われたが、藩財政の窮乏や百姓一揆の続発などにより、嘉永元年(一八四八)三月に隠居を余儀なくされ、藩主の地位を世子信侯(のち利義)に譲った。しかし、利済は隠居後も藩政に容喙し、とくに日頃から不和だった利義を強要して、翌嘉永二年(一八四九)九月に病氣を表面上の理由にして隠居させ、その跡を利義の弟の利剛に継がせたとのことである。

利義は英才の評判で、とくに西欧先進国の卓越した文物の導入を志していたため、当時藩校明義堂の教授陣の一角を占めていた東条一堂学派に連なる人々の支持を得ていた。その利義支持派が利義復職の運動を展開したため、藩はその弾圧を強め、その一環として江幡春庵に命じて利義を毒殺しようとしたが、それを春庵が拒絶したため彼を投獄し、それに抗議して彼は獄で毒を仰いで憤死したようである。

なお、嘉永六年(一八五三)の三閉伊の老百姓一揆を機に、利済は藩政に一切関与することを幕府より禁じられて藩政が大改革され、春庵の弟である江幡五郎が藩学の教授として招かれて東条学派も再興されたとのことなので、お

そらく春庵の仮葬場の板囲いも取り払われたことと思われる。

政治弾圧と墓

以上、徳川吉宗により名古屋藩の徳川宗春の墓に金網が懸けられた事例と、盛岡藩で処罰された者の仮葬場が板囲いされた事例とを紹介した。これ以外の諸藩で同様の事例があるのかどうか、調べたことがないので分からないが、上記の事例だけに限ってみれば、墓に金網を懸けたり仮葬場を板囲いするのは、どうも政治弾圧と関係していて、反対派は死んだあとも許さないといい弾圧派の強い意思を象徴するもののように思われる。

したがって、一般庶民の墓にこのようなことが行われることはあまりないのではないかと思うが、はたしてどうであろうか。いずれにしても、墓が本人そのもの、ないし身代わりと考えられて、死後も謹慎させることを表すものとして、墓に金網や板囲いがなされたことは、墓の性格を考えるうえで注目しておくべきことではなからうか。

- (1) 林董一『將軍の座——御三家の争い——』（文春文庫、一九八八年）一六四～九一頁、名古屋市『名古屋市史』政治編第一（名古屋市役所、一九一五年）一六六頁参照。
 (2) 積雪地方農村経済調査所『三本木開拓誌』上巻（新渡戸伝一

生記、非売品、一九四四年、複製版、一九八〇年）七頁。

- (3) 岩手県編『岩手県史』五巻・近世篇二（岩手県、一九六三年）一四五九・六〇頁。
 (4) 菊池悟朗『南部史要 全』（四版、熊谷印刷出版部、一九七二年、初版は一九一一年）二五六・七頁も参照。ちなみに、嘉永四、五年に東北地方を旅した吉田松陰は、五年三月十二日に春庵の仮葬所を拜し、「春庵は忠義の士なり」として漢詩を詠んでいる（吉田松陰『東北遊日記』同日条（吉田常吉他校注『吉田松陰』（日本思想大系五四、岩波書店、一九七八年）五二三頁）。

第四節 屍仕置とは何か？

死骸塩詰め

盛岡藩『文化律』第三八条「重科人死骸塩詰之事」は、

一 主殺 一 親殺 一 重謀

右之分、死骸塩詰之上御仕置、此外ハ塩詰ニ不及事、

と規定する。この条文は、江戸幕府『公事方御定書』下巻第八七条「重科人死骸塩詰之事」の

一 主殺 一 親殺 一 関所破 一 重謀計

右之分、死骸塩詰之上御仕置、此外ハ不及塩詰事、をモデルとした条文である。『文化律』では関所破りの項が抜けているが、これは、全国の交通網に責任をもった幕府と、一大名である盛岡藩との違いに基づくものである。しかし、いずれも重大な罪を犯した者については、その者

がすでに死亡したとしても、その死骸を塩詰めにして保存し、そのうえで生きている者と同様に仕置するという趣旨で、これをよく「屍仕置」と呼んでいる。

現在では、すでに死んでいる者を改めて死刑にするなどということはないが、江戸時代にはこのようなことが幕府や盛岡藩に限らずよくみられた。これは、たとえ犯罪者がすでに死亡したとしても、そのままにしておいては靈魂が成仏してしまい、生きて死刑になる者と釣り合いが取れないと考えられたからではないだろうか。つまり、首をはねたり磔に処したりすることは、単にその者の命を奪うことだけが目的ではなく、そうすることでその者を成仏させないことも目的の一つだったのである。このことは、靈魂の存在が信じられていたことを前提として成り立つものである。

捕縛のとき討ち留めた場合

それでは、盛岡藩では具体的にどのようなときに屍仕置がなされたのだろうか。判例をみていくと、一つには、被疑者を捕縛しようとしたときに抵抗するなどしたため、直接討ち留めたといったケースがみられる。例えば、

① 『雑書』承応二年（二六五三）八月二十四日条（二巻、

七五四頁）

おほほま 大迫村のうち九日町（花巻市）の平右衛門の蔵を破つて

木綿八十反を盗んだ多兵衛が、遠野六日町（遠野市）で平右衛門の子の嘉平次に討ち留められ、これに対して「多兵衛頸大迫をひて斬候様」にと代官に命じられた。

② 『雑書』明暦四年（一〇万治元、一六五八）四月九日条

（二巻、九二頁）

毛馬内の大地村（秋田県小坂町）付近で馬四疋を盗んだ者が同村民によつて討ち留められ、その首を同村肝煎と山見が毛馬内城代に持参したことにつき、「首ハ以来見せしめノため二候間、小坂村ニかけ置可申」きことが命じられた。

③ 『雑書』明暦四年四月十三日条（二巻、九三頁）

上田通り乙部村（盛岡市）の宮内の娘が、郡山のうち北沢村（紫波町）の和泉の子の弥五郎に嫁いだものの、明暦四年三月八日に隙を与えられて実家に戻った。ところが、四月十二日の晩、弥五郎が宮内の家に来て女房に瀕死の重傷を負わせ、舅の宮内を斬り殺し、さらに姑や親類の者にも疵を負わせて逃げたため、宮内の子の又三郎が追いかけて弥五郎を討ち留めた。この件についても、「右之首ハ見せしめノため乙部村ニかけ可申由」代官に命じられている。

このような例はまだ挙げられるが、いずれもすでに死亡している者に対して斬首や獄門の刑が科せられている。そして多くの場合、そのような屍仕置を行うのは「みせし

め」のためだとされていることも見逃すべきではないだろう。ただ、上記の事例には死骸を塩詰めにしたという記述がみられない。盛岡城下の役人、おそらく目付だと思いが、その指令を受けて刑を執行しているので、犯人の死亡と刑の執行との間には相当の日時が経過していると考えるのが自然だから、その間死骸が塩詰めなど何らかの形で保存されていたことは間違いないだろう。

牢死の場合

もう一つは、牢屋に収容されていた被疑者が牢内で死亡したケースである。牢についての説明は第六章第七節で行うが、江戸時代の牢は一般的に、現在の刑務所のように懲役とか禁錮刑という刑罰を執行する施設ではなく、裁判を受ける被疑者を拘禁する場所、つまり未決勾留施設であって、今でいえば拘留所に当たる。したがって、当時の牢は環境も悪く、扱人も酷いものだったから、判決の出る前に死んでしまう被疑者がきわめて多くいた。ところが、被疑者が死亡したからといって、そのまま裁判が終わってしまふというわけではなく、生きているのと同じように扱われて、死体に判決が下され刑が執行されることがよくあった。このケースが屍仕置になるわけである。これまたいくつかの判例を紹介しよう。

④ 『雑書』延宝五年(二六七七)七月十五日条(四巻、

六五頁)

いたずら者として田名部村(むつ市)の牢に収容されていた作左衛門が牢内で首を吊って死亡した。この報告を受けた藩役人は、作左衛門の「首ハ大間村(大間町)ニ札を立、ごくもんニ懸させ候様」にと命じた。

⑤ 『雑書』貞享四年(二六八七)十月二十六日条(五巻、五六四頁)

花巻の牢に収容されていた谷内村(花巻市)の孫三が病死した旨の報告があり、これに対して藩は、残った者(共犯者であろうか)を成敗するときに、「右之孫三首も一所ニ獄門懸候様」にと指令している。

⑥ 『雑書』宝永七年(二七一〇)三月二十七日条(九巻、八〇一頁)、『刑事』九五頁

盗みを働いた家臣美濃部十兵衛が成敗された事件に関連して、松岡左平太が雇っていた助右衛門が牢に入れられていたところ、正月に牢内で病死したため、万日の念仏堂(盛岡市)に送られて埋められていた。しかしこの日、「埋置候ヲ掘出し、首朽リ不申候ハ、獄門懸候様」と命じられた。万日というのは盛岡城下の町名で東中野のうちにある。「盛岡砂子」巻四、五四五頁によれば、寛永元年(一六二四)に火葬場が設けられたらしく、また乞食町でもあったらしい。

⑥のケースでは、死骸を塩詰めしたうえで埋めたのかど

うか不明だが、死亡から二ヶ月も立つてから死骸を掘り出して、首が朽ちていなければ獄門に懸けるとは、何とも鳥肌が立つような扱いだである。

④・⑤についても塩詰めにしたという記述はないが、寛永二十一年（正保元、一六四四）に、紺屋町（盛岡市）のキリシタン宗七の子喜善が牢に収容され、乱心した相牢者の市左衛門に暴行されて死亡したため、本誓寺（盛岡市）に塩詰めで土葬された例（『雑書』寛永二十一年八月二日条（二巻、四〇頁）、正保二年（二六四五）に、沼野助作の女房が牢内で病死したため、儀陀寺（同）に塩詰めで土葬され、その壇上に木が植えられた（『雑書』正保二年四月十日条（二巻、九一頁）、などという事例があるので、たぶん死骸が塩詰めで保存されたうえで、それぞれの刑を科せられたのではないだろうか。

中後期の例

以上のように、盛岡藩でも屍仕置がみられるが、実は中後期には具体的な屍仕置の判例があまり多くない。享保六年（一七二二）に牢死の無宿を塩詰めにしておけと命じた例（『雑書』享保六年閏七月二十四日条（二二巻、一四〇頁）、明和八年（一七七二）に牢死の者を打首にした例（『雑書』明和八年十二月二十九日条（二七巻、五二五頁））がみられる程度である。捕縛時に被疑者が抵抗したら打ち殺してもいい

といったことは幕府でも認めていることだから、盛岡藩でも同様だったろうし、また牢死する者も多かったろうから、中後期になっても屍仕置が行われたであろうと思うが、あまりその例を確認できない。

冒頭に紹介したように、『文化律』でも死骸塩詰めの規定をおいているほどだから、屍仕置の事例をわざわざ『雑書』等の記録に書き残す必要がないと判断されたのかもしれない。あるいは、わたしの判例の探し方がずさんで、ただ気付かなかっただけかもしれない。

確かに、三戸代官所（三戸町）物書役の安政六年（二八五九）十一月二十七日の日記には、次のような記事のあることが紹介されている。すなわち、同年二月十七日に貝森村（同）百姓の福が義父の八を斧で切り殺して捕縛され、盛岡へ護送される途中で首を吊り舌をかみ切って自殺した。その遺体は安養寺（二戸市）に塩漬けのうえ仮葬されていたが、墓所において磔との判決が下された。この判決に基づいて十一月二十七日に、乞食小屋の者が福の墓地を鋏で掘って遺体を掘り出し、役人がその遺体に向かって判決を申し渡し、その申し渡し書をその場に捨てたのち遺体が埋め戻された。

これは明らかに屍仕置の事例なので、幕末期に至ってもそれが行われていたことは疑いない。もっとも、この場合は、磔の判決にもかかわらず磔が行われたわけでは

く、単にその判決が遺体に向かつて申し渡されただけにあって、斬首は実際に行われた可能性があるが、大がかりな礫については、実際にはこのような方式が採用されたのかもしれない。

いずれにせよ、犯罪者は死亡すれば刑を免れるというのではなくて、生きている者と同様に処刑されて成仏できないようにされ、さらには獄門などに処されることによつて「みせしめ」にもされたのである。「」こでも靈魂の存在は、当時の人々にとつて当然のこととされたことが分かる。

(1) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』六八三―五頁参照。

(2) ちなみに、近世後期の幕府法関係法律書である『公裁録』卷之一、「吟味物取捌方等之部」二一号「牢死・溜死之もの、取計方之事」（水利科学研究所監修『公裁録』（近世農林政史料1、地人書館、一九六三年）三二頁）には、「死罪か遠嶋と見込候もの之死骸ハ、取捨申付、下手人重追放以下見込候ものハ、死骸取片付申付候義ニ有之候」とある。遠嶋が下手人よりも重い刑罰とみなされている点は疑問だが、それはともかく、死罪程度と見込まれる未決囚が牢内で死亡した場合には、死骸は取り捨てとされて屍仕置に処されることはなかったのかもしれない。

(3) 豊田国夫『代官所御物書役の日記——南部藩三戸物語——』（雄山閣、一九九〇年）一一〇・一頁。

第二章 死刑制度の諸特徴

第一節 各種処刑場

『文化律』が採用した死刑の種類

江戸幕府の『公事方御定書』下巻第一〇三条「御仕置仕形之事」が規定する庶民に対する死刑は、重い順に、鋸挽・礫・獄門・火罪・死罪・下手人の六種類である。このほかに、武士などに対する死刑として斬首が規定されている。武士の体面を保持しての死刑に切腹があるが、これは『公事方御定書』下巻には規定されていない。

上記の庶民に対する死刑のうち、鋸挽・礫・火罪については、本章第二節と第三節で説明する。「獄門」というのは、切り落とした死刑囚の首を処刑場などにある獄門台に乗せて、多くの人々に晒してみせるものである。かつては切り落とした首を獄舎（≡牢獄）の門前の樹木に懸けたことから、獄門という名が付いたようである。

「死罪」は死刑一般を指すこともあるが、ここでは死刑の一種で、首を切り落としたのち、その屍体を新刀などの切れ味をためす「ためし切り」に利用するほか、「闕所」と呼ばれる財産没収が付加される。「下手人」は、今では人を殺した犯人の意味だが、この場合はやはり死刑の一種で、ただ首を刎ねて死骸を取り捨てにするものである。屍

体がためし物とされることはない。カッとして人を殺したといった場合などに適用される死刑執行方法で、いわば一人殺せば一人殺されるということだろうか。なお、「解死人」などと表記されることもある。

盛岡藩の『文化律』はこの幕府の『公事方御定書』下巻をモデルとしたものだが、第二節・第三節で指摘するように、盛岡藩は鋸挽と火罪を採用しなかったため、『文化律』第一―三条「御仕置仕方之事」が規定する死刑は、重い順に、磔・獄門・死罪・解死人（＝下手人・打首）の四種で、その執行方法は幕府のそれとほぼ同じである。現在の死刑は拘留所内の死刑執行施設で非公開で行われるが、盛岡藩のこれら四種の死刑はどのような場所で行われたのか、このことを次に説明する。

城下の処刑場

盛岡藩では、藩が特定の場所に設置した死刑執行場所のことを「殺生場」とか「仕置場」と呼んでいるが、死刑執行はこの外にもさまざまな場所で行われているので、これらを含めて「処刑場」と総称することとする。

まず、盛岡城下の処刑場である。近世初期ではまだ処刑場が一定の場所に固定しておらず、上田一本松（『雑書』正保三年（一六四六）九月二十七日条（二巻、一八二頁）他）、津志田（『正保四年（一六四七）六月十六日条（一巻、二二二頁）

他）、小鷹（『小高』^③（慶安三年（一六五〇）三月二十日条（一卷、四二〇頁）他）などで死刑が執行されたようである。いずれも城下の南郊で、おそらく奥州街道に沿った所だと思われる。しかし、十七世紀半ば頃には次第に小高に固定されていく。

これらの処刑場は、磔などの公開して行われる処刑や切り落とした首を晒す獄門、さらには公開する必要がある斬首（＝打首）に利用されていて、通常はその場所に罪状を書いた札を立てた。死刑執行後もその死骸を三日ほどそのまま晒すことも行われた。こうして、凶悪な罪を犯せばこんな悲惨な死に方をすることになる、とみる人に思わせ、犯罪の発生を防ごうとしたわけである。

ちなみに、『雑書』宝永七年（一七一〇）九月二十六日条（九巻、九三七頁）によると、大泉寺（盛岡市）が小高殺生場へ無縁法界の石塔・如来堂西往を建立したいと願ひ出て、それが許されている。ここで死刑になった人の霊を供養するものであろう。普通は、成仏させないために斬首等をすると考えられるので、その霊を慰めるというのはいかがなものかと思うが、仙台藩の七北田斬罪場（仙台市）にも、延享三年（一七四六）に長松院（五代藩主吉村室）の遺言で常念仏堂が建立され、洞雲寺（同）が管理することになっているので、死刑囚の霊を慰めることは珍しいことではなかったのかもしれない。

なお、この犯罪発生予防の役割を担ったものの一つに引き晒し（＝引き廻し）がある。すなわち、死刑囚を処刑場に連れて行くときに、わざわざ城下の賑やかな町中を通して、死刑囚に恥ずかしい思いをさせるとともに、みる人にとってはなりたくないと思わせる効果を狙ったものである。一つだけ例を掲げると、『雑書』正徳五年（二七二五）十月二十七日条（一〇巻、一〇〇四・五頁）に、八月十二日の晩に鍛冶屋門（盛岡市）脇の土蔵の壁を小刀で切り破り、鉛十二貫四百目を盗んだ下台所小者五郎助が、町中を晒して磔と牢前で申し渡されたが、小高殺生場へは徒目付が派遣されて、「磔見物人等下知、其外差図為仕候」と申し渡されている。怖いもの見たさの見物人が多く集まったのであろう。

牢前

しかし、近世全期を通じて最も多い死刑執行は牢前での斬首である。これは公開ではなく、単に犯罪者の命を奪うことだけが目的だった。牢については第六章第七節で述べるつもりだが、城下の牢はおそらく古い時代から設けられていたと思われる。『雑書』にみられる牢についての最初の記録は、寛永二十一年（＝正保元、一六四四）三月十六日条（一巻、四頁）の沼野助作の娘（七歳）が牢で病死して儀陀寺に葬ったというものである。当時牢がどこにあった

のか分らないが、かなり早い時期から石町（＝殺町）にあったらしい。

この牢屋の一角に斬首刑を執行する場所が設けられていて、そこで斬首が行われたのが牢前における成敗（＝打首）である。これは何も盛岡藩だけでなく、江戸だったら小伝馬町（中央区）の牢屋敷でも行われていたし、仙台藩にも「於牢前斬罪」という刑罰がある。このように牢屋敷の構内で斬首刑を行う藩は、かなり多かつたのではないだろうか。

武士の預け先

主として武士の場合だが、預け先での死刑がある。武士でも低い身分の者については揚がり屋と呼ばれる牢に収容されるが、ある程度高い身分の武士が罪を犯したときは、親類や上司に預けられてその監視下におかれる。そのうえで吟味を受け、切腹とか成敗という判決を申し渡されると、その死刑が執行されることになる。

もっとも、近世の早い時期の切腹には寺院が使用されることが多かったようである。二例だけ挙げると、『雑書』慶安四年（一六五二）十月二十三日条（一巻、五六五頁）には、江戸で口論をした一条覚丞が東頭寺（盛岡市）で、菊池伊右衛門が祇陀寺（同）で、それぞれ切腹することを命じられている。また、寛文九年（一六六九）閏十月二十一日条

(二巻、八三〇頁)には、乱心して女房を切り殺した花巻給人の川村茂兵衛が花巻の松庵寺で切腹している。

しかし、これ以降は預け先での切腹が多くなる。これまた二例だけを挙げると、『雑書』延宝七年(一六七九)十二月二十一日条(四巻、三九六頁)には、堀切村(八幡平市)の百姓采女と一味となり無証拠の目安を取り次いだ廉で、長牛太郎右衛門が預け先の鬼柳三右衛門宅で、その子弥五郎が平山伝右衛門宅で、弟治右衛門が岡本孫左衛門宅で、それぞれ切腹している。

少し時代を進めると、『雑書』明和元年(二七六四)六月二十六日、二十七日条(二五巻、六六三頁)、『刑事』四一頁には、乱心して二人に疵を負わせ、そのうちの一人を死亡させた鴨沢与右衛門が預け先の八木橋茂左衛門宅で切腹しているが、その死骸は親類へ下され、宗旨寺の龍谷寺(盛岡市)へ葬られた。

この切腹は、いうまでもなく武士としての体面を損なわない形での死刑だが、破廉恥罪などの武士に似合わない罪を犯した場合は斬罪とされる場合がある。例えば、『雑書』宝永七年(一七二〇)三月二十七日条(九巻、八〇一頁)、『刑事』九五頁、三一九・二〇頁には、盗みを働いた美濃部十兵衛とその手引きをした本堂忠兵衛の二人が、侍に似合わない仕方だと非難されて、それぞれ預け先の者頭の伊藤所左衛門・同切田小兵衛宅で成敗されている。このとき

は、それぞれの預け先に町奉行一人・目付一人・物書一人・徒目付二人が詰めて、判決文を物書が読み上げた。仕置後の死骸は罪状が格別に悪いと判断されて親類へは渡されず、河原万日念仏堂(盛岡市)へ送られている。

さらに不名誉な犯罪の場合は牢前や殺生場での斬罪もある。例えば、『雑書』享保元年(一七二六)十月二十七日条(二一巻、一八四頁)には、不行跡・城下流浪の七戸給人工藤新之丞倅覚之助が籠前において仕置された記事があるし、『雑書』享保三年(一七二八)七月二十七日条(一一巻、五〇九頁)、『刑事』三二六・七頁には、盗みを働いた工藤喜太夫と玉見喜五郎の二人が、「侍之法式取失候依科、於殺生場斬罪被 仰付之」とされた。このように、武士としての体面を認めない事例も多いが、切腹の場合はやはり預け先が利用されるようである。

在方町場の処刑場

次に、城下以外の処刑場についてである。まず城下以外の在方でも、それなりの町場を形成している場所では、ある程度固定した処刑場が設置されていたように思われる。例えば、『雑書』延宝二年(一六七四)八月二日条(三巻、四九四頁)、『事例』一項「主親夫殺」所掲天保九年(一八三八)七月二十九日判決、『同上』所掲安政二年(一八五五)二月二十三日判決に、それぞれ「毛馬内殺生場赤森」、「毛

馬内引肆、御仕置場にて五日さらし磔」、「隼石引肆、御仕置場にて五日肆磔」などがみられるので、これらは、それぞれ固定した処刑場だったのではなからうか。さらに、いくぶん支藩的性格をもっていた遠野（遠野市）はもちろん、那代がおかれた花巻（花巻市）や鹿角（鹿角市）、さらには町場といつてよい宮古（宮古市）や沼宮内（沼宮内）、岩手町などには専用の処刑場があったものと思われる。

第三章第一節で詳しく指摘するが、近世前期の盛岡藩は、地方で発生した犯罪については原則として被疑者の身柄はその地の代官所などに拘禁し、盛岡へは書類のみを送って審議し、その結果を当該代官へ知らせて刑を執行させた。それゆえ藩領内での死刑執行は城下だけでなく領内各地で行われたわけだから、それぞれの地方に専用の処刑場を設置することが求められたのではないかと推測される。しかし、これら城下以外の場所での処刑場については、まだほとんど研究していないので、この程度の指摘に止める。

所仕置

在方での処刑でもう一つ忘れてはならないのが、犯罪発生地でないし死刑囚の居住地で死刑執行するものである。これには、具体的な処刑地名が指定される場合のほか、「所において」とか「本所において」とかの文言が使われるこ

とがあるもので、わたしはこの処刑を「所仕置」と呼んでいる。この事例もたいへん多いが、この所仕置の主たる目的は、死刑囚をよく知っている人が多いであろう犯罪発生地や居住地で死刑執行することで、みせしめの効果を狙ったものである。三件だけ事例を挙げよう。

① 『雑書』享保十年（一七二五）十月十日（二三巻、二二八・九頁）、十二月六日条（同上、二七〇・一頁）

この例は、『文化律』第八九条「親不孝者御仕置之事」の先例の一つとして掲げられているものである。長岡通り長岡村（紫波町）の長作は親不孝者で、前々からたびたび母や弟が打擲されて、殺されるかもしれないと恐れるほどであったため、長作をどうとでもしてほしいと母・弟が代官へ訴え、五人組・肝煎からも長作はいたずら者であるとの申し出もあり、これを受けて長作を牢に入れた。その後役人が詮議していよいよ親不孝者と決まり、十二月六日に長岡村で打首、三日獄門とされた。獄門の側には獄門札が立てられ、そこには「長岡通長岡村長作と申もの、不孝之段相聞得候付、如斯行者也」と書かれている。

② 『雑書』享保十四年（一七二九）八月二十三日条（二四巻、一三四・五頁）

次は犯行現場で死刑が執行された事例である。七月十五日に、五戸通り伊藤太郎左衛門の百姓金右衛門が役金一兩を地頭へ持参しようとして福岡通りの一戸波打坂（二戸町

と二戸市の境)に來懸かつたところで殺害された。一戸町の八助と檜山村(二戸町)の徳兵衛が被疑者として浮かび、盛岡の会所で詮議したところ、兩人で殺害して金銭を奪ったことが判明した。これにより、八助と徳兵衛は一戸町と福岡村(二戸市)を引き晒したうえ、二十五日に波打坂の「ひち曲り」という所で成敗、獄門とすることを申し渡された。

③ 『事例』三項「密通之類」所掲嘉永四年(一八五二)十二月十日判決

ずっと時代を進める。雫石しずくいし通り南畑村(雫石町)の勘之丞は、かねて同村助市子長太の女房「あき」と密通しており、長太には遺恨もあるので、長太を殺せば「あき」も勝手になると、九月に長太と勘太が山へ行つたとき食物に毒を入れて兩人を殺した。この件により勘之丞は本所雫石を引き晒しひきさらししのうえ磔はりとの伺きいが出され、嘉永七年(一八五五)四月二十五日に伺いの通りとされている。なお、密通相手の「あき」は、毒殺の申し合わせはしていないものの密通の罪に問われ、本所雫石において打首とされたが、嘉永五年(一八五三)五月十六日に目出度い時節であるとして赦に浴し、牢守の願いによって牢守に与えられた。

わずか三例しか挙げなかったが、『藩法』下に収録されている、宮古代官であつた金矢光輔が安政三年(一八五二)

に編纂した『御代官心得草』の八一二頁所掲「死罪之者御片付場所之事」には、「侵科場所え差遣、被行罪科之事」とあつて、代官の心得としては、固定された殺生場や牢前ではなく、犯行現場での処刑こそ本道との意識があつたようにみえる。それほど所仕置が多かつたのであろう。

しかし、みせしめの効果を狙つて所仕置を多用すると弊害も出てくる。それは、所仕置現場の村々が多大な迷惑を被ることになるということである。その迷惑とは、まずは処刑場所を設営しなければならぬ。村の空地などが利用されたと思うが、おそらくその地はもう使い道がなくなつたのではないか。また、処刑に立ち合う役人への接待、死刑囚の番人として動員されることなどもあつたことだろう。たまたま自分たちの村から犯罪者が出て、その死刑執行が自分たちの村で行われる、そのとばっちり(8)が自分たちに降りかかるとなると、それを迷惑に思うのは自然の成り行きではないか。

江戸藩邸

以上は、盛岡藩領内の処刑場のことだが、死刑は江戸でも行われている。つまり、大名は参勤交代体制のもとで江戸にも屋敷をもつていて、そこには家臣はもちろん、人足として動員された領民も生活していた。こうした江戸で生活している者のなかから犯罪者が出ると、本来は国許に送

って処刑すべきなのだろうが、その手間を省いて江戸藩邸で処刑することも行われている。その例をごく簡単に紹介しよう。

『雑書』正保四年（二六四七）十一月十日条（一巻、二四六頁）に、「下屋敷にて欠落之弥兵衛宿為仕与蔵成敗可仕旨、今日被 仰付」との記事がみられる。記事はこれだけで詳細は不明だが、この記事を江戸の下屋敷で与蔵を成敗するとの趣旨だと解すると、だいぶ早くから江戸藩邸での成敗が行われていたことになる。

その後、江戸で成敗という記事が、『雑書』万治四年（寛文元、一六六一）二月九日条（二巻、一四八頁）、延宝七年（一六七九）十一月二十五日条（四巻、三七九頁）、元禄三年（一六九〇）二月二十一日条（五巻、七五一頁）の三件ほどみられたのち、『雑書』元禄三年十月十二日条（同上、八三九頁）、「刑事」四七頁、三〇四・五頁には、「於江戸御下屋敷、九月十七日昼、美松庄右衛門子庄五郎、大工喜平二喧嘩仕双方手ヲ負、喜平二儀同十八日之朝相果候付、庄五郎儀、於志水やしきニ御仕置被 仰付由」との記事が表れる。これは江戸からの報告を受けた記事だから、明らかに江戸清水屋敷での処刑と思われる。

それでは、この清水屋敷はどこにあったのかというと、ちよっと時代が下がるが、『藩法』上、二七二頁所掲の明和五年（二七六八）六月十日の書付に、「於江戸是迄御側二

て御取扱有之候清水御屋敷、上目黒村惣地面六千式百四拾三坪之取払抱御屋敷之内立木繁候付」という記述があるので、これが元禄期においても同じだったとすると、現在の東京都目黒区にあつたようである。この清水屋敷での成敗例がさらに数件確認できるが、煩雑になるので例示することとは止め、いささか興味深い『刑事』二二五・六頁の寛保三年（一七四三）九月二十四日の記事だけを掲げる。興味深いというのは、江戸で領分者を捕縛する際の手続も分かるからである。

去冬花輪代官所（鹿角市）管内で牛の皮を剥いでそれを江戸に持ち出した半平という者がおり、この二月に鹿角へ戻つたところ、牛殺しの詮議が厳しいため、もう一度江戸に出て増上寺門前（港区）に潜んでいた。この者の所在を内偵していた藩の役人が増上寺門前で雪踏み店を出していた半平を見付け、捕縛するための手続を確認したところ、「御奉行様方え御届申上候得は、何方ニても捕押候儀差支無之」ということだったので、留守居に命じて去る十四日に寺社奉行の堀田相模守正亮と町奉行の嶋長門守正祥へ届けたのち、翌十五日に徒目付二人に同心を付けて増上寺門前へ差し向け、半平を捕縛して直接下屋敷の牢に入れ、早速その段を相模守・長門守へ届けた。

以上が江戸での領分者捕縛手続で、捕らえられた半平は江戸で詮議を受けたのち、その報告に基づいて国許の役人

が判決原案を提出し、十二月二十七日に「伺之通於清水屋敷討首被 仰付候」と命じられたが、今月と来正月は御祝儀月だから二月に執行せよと附言があった。

なお、『雑書』享和元年（一八〇一）五月二十七日条（三七卷、四五六・七頁）によれば、この清水屋敷は、同年四月十六日付けで幕府の家臣である小普請の伴野半助へ相対で譲渡された。どのような経緯でこの譲渡がなされたのかは不明だが、当然のことながら以後清水屋敷での死刑執行はなくなった。

以上のように、領分者を江戸藩邸で処刑する例は決して盛岡藩だけでなく、仙台藩（伊達家）でも会津藩（松平家）でも、そしておそらくどの藩でも行っていることだろう。江戸藩邸で死刑執行ができたのは、その藩邸がいわゆる治外法権的な性格をもっていたからだという見解もあるが、わたしは、江戸藩邸という空間の性格ではなく、領主が領民を支配しているという人的な関係に基づくのではないかと思う。幕府の奉行に届けさえすれば、江戸で領民を捕縛するのも何ら問題ないというのも、この領主と領民の関係に基づくものではないか。

鈴ヶ森

最後に、江戸での死刑執行が、江戸藩邸ではなく、幕府の処刑場を借りて行われることもあったので、簡単に触れ

ておく。『雑書』天明七年（一七八七）九月晦日条（三三卷、一五一頁）、『刑事』七五八・九頁によると、七月二十九日に下屋敷の土蔵の壁が切り破られ、紛失物のあることが発見された。常府の岸藤橋が怪しいと取り調べた結果、土蔵へ忍び込んで道具類を盗んだほか、去々年五月以降たびたび盗みを働いたことを白状した。

このことが国許に報告されて審議されたところ、「藤橋儀在所へ御下被成、猶亦評詎被 仰付候上、御片付可被成儀二候得共、御下し方も御面倒之儀故、可相成は於江戸死罪二被 仰付候ても御差支有之間敷哉」との意向が江戸に伝えられ、留守居が内々幕府役人に問い合わせたら、「於品川先死罪之御片付被 仰付候ても不苦」との回答を得た。そこで、江戸詰め役人から品川先で死罪にしていかにとさらに国許に伺いが出され、国許の協議でそれに同意するとの結論に達し、十月二十六日夜に幕府の処刑場である鈴ヶ森（品川区）で打首となった。

江戸藩邸での死刑執行の先例があるのに、なぜ幕府の処刑場を利用したのか、必ずしもその理由がよく分からないが、実は会津藩でも『家世実紀』元禄五年（二六九二）五月二十五日条（四卷、五三六頁）その他藩邸の三田屋敷での処刑がみられるが、鈴ヶ森を借用しての処刑も行っている。例えば、『家世実紀』享保三年（一七一八）十二月二十三日条（六卷、四〇二頁）には、江戸藩邸で刀を盗み取った

足輕齋藤丈右衛門が、「今日未明ニ於鈴ヶ森被刑之」との記事がみえ、これ以降鈴ヶ森での処刑記事が数件みられる。また、八戸藩(南部家)でも、享保八年(一七二三)八月二十七日に、江戸藩邸の公金を盗んだ歩行の石橋三十郎が鈴ヶ森で成敗されたことが紹介されている。これらの事例からみると、幕府の処刑場を借用することは必ずしも珍しいことではなかったであろう。⁽¹³⁾

どのようなときに江戸藩邸を使い、どのようなときに鈴ヶ森を借用するのかといった問題は残るが、今のところその答えを見付けることができない。いずれにしても領民の死刑を執行する場所として、領分内のみならず江戸をも視野に入れる必要があることは疑いない。

- (1) 『盛岡砂子』巻五、五六三・四頁の「並木」の項に、「此出口、東の方畑中に松の木有、是は古き御仕置場也と云」とある。
- (2) 同上、五六五頁に「小高より十町計先」とある。
- (3) 同上、五六四頁に「小高の御仕置場は、升形より四丁計先、東側に有。決獄の者の御仕置場也、俗に殺生場と云」とある。
- (4) 『岩手史叢』三巻収録の『盛岡砂子』第四、一〇四頁の「経ヶ森」の項に、「此所に於て往古は決罪人を成敗せし所也」とあるが、『雑書』記事中にその具体例を見出せなかった。
- (5) 仙台市博物館蔵『忠山公治家記録』巻十二上、延享三年四月九日条、高倉淳『仙台藩犯科帳』(今野印刷、一九九五)一九〜二二頁参照。
- (6) 『盛岡砂子』巻四、五四六頁の「青龍山祇陀寺」の項参照。

「今の石丁と馬丁の裏合に谷地有りて、此所は此寺の旧地也と有」と記す。

- (7) 同上、五四一頁は、「牢屋」の項に「穀丁中程、御会所場東裏に有。重罪人、或は決罪人を入る所也」とするが、おそらくこれは誤りだろう。のちに長町(「長イ町」に「揚がり屋」が設置され、「犯罪人未決の者を仮に牢居せしむる所也」(「同上」巻二、四三九頁)との対比で、牢屋は重罪人や既決囚を入れる所としたのだろうが、揚がり屋は武士や僧侶などの身分のある未決囚を収容した施設であり、石町の牢屋は庶民の未決囚を収容した拘禁施設と解せられる。
- (8) 仙台藩の所仕置の諸問題について、吉田正志『仙台藩刑事法の研究』(慈学社出版、二〇一二年)第三章「所晒と所仕置」(一四五頁以下)参照。
- (9) 山本博文『江戸お留守居役の日記——寛永期の萩藩邸——』(読売新聞社、一九九一年)一八三〜五頁に、正保三年に江戸藩邸を出奔して江戸町方に居住していた萩藩(毛利家)の家来を、町奉行に届けるだけで捕縛してよいとの町奉行の発言が紹介されている。したがって、領分者を江戸町方で捕縛するには、その旨を町奉行に届けるだけでよいとの手続は、すでに近世初期から採用されていたと推測される。
- (10) 例えば、前註所掲の山本博文『江戸お留守居役の日記——寛永期の萩藩邸——』一七〇頁、一八二頁、山本純美『江戸の火事と火消』(河出書房新社、一九九三年)四〇・一頁。なお、吉田正志『仙台藩の罪と罰』(慈学社出版、二〇一三年)一七、江戸屋敷のはなし』(一三〇頁)で、この点はすでに指摘した。
- (11) 萩生往来『政談』(岩波文庫、一九八七年)巻四の「大名の潰れ跡引払いの事」の項に、「昔は諸大名の江戸宅はいずれも当座の旅宿と不断に心得居て、陣小屋の心持に覚えたる故、今に大

名の長屋をば小屋といひ習わす事なれども、今は江戸勝手の家来多くなり、常住の宅の如し」という記述がある(三〇九頁)。この往來の認識が正鵠を射ているならば、大名の江戸藩邸は現在の外国の大使館等の治外法権を認められた施設とは、明らかな相違がある。

(12) 工藤祐董「八戸藩刑法——法例を中心に——」(VI)〔八戸工業高等専門学校紀要〕一九号、一九八四年)四頁。

(13) 例えば、『町奉行所問合挨拶留』(石井良助・服藤弘司・本間修平編『問答集』9(神崎直美担当、創文社、二〇一〇年)所収)一、二二頁(三〇一・二頁)所掲の、享和元酉年三月井伊兵部少輔よりの「於千住鈴ヶ森之内ニ手前仕置ニ死罪申度節ハ、町奉行へ御届申上候て、手人にて仕置相成候哉、又ハ手人にてハ不相成、其筋之者相願候義相成候哉、且又右之趣、御用番様へ、御届ニ不及候哉」との問い合わせに対して、『町奉行所』は、「品川・浅草於仕置場所、諸家にて手前仕置申付候節、其段町奉行へ申達候先例も有之候得共、御用番へ御届有無之儀は、書留等相見不申候、尤、御手人にて成と、又ハ町奉行所へ御懸合有之候得は、組同心え申付候儀も相成候儀御座候」と回答している。また、『同上』一号(二九三頁)の、寛政十年六月二十九日西丸御先手森山源五郎よりの問い合わせと、それへの町奉行所の回答も参照。
なお、『三奉行問答』(石井良助・服藤弘司編『問答集』1(服藤弘司担当、創文社、一九七七年)所収)二五、二六頁(二九三・四頁)の、文化十三年八月仙石美濃守家来より永田備後守への問い合わせには、「中屋敷内差支之義御座候二付、内々相願、鈴森御仕置場拝借仕、討首申付候ても不苦義ニ御座候哉」とあるが、これに対する回答は記載されない。しかし、一〇二六号(六九六頁)において、この一件につき「承知之由御挨拶御用人を以申問有之候」とあるので、鈴ヶ森使用の許可されたことが分かる。

第二節 「鋸挽之上磔」の不採用

江戸幕府の「鋸挽之上磔」

江戸幕府の根本法典である『公事方御定書』下巻第七一条「人殺并疵付等御仕置之事」の第一項は、主殺しに対して「二日晒、一日引廻、鋸挽之上磔」という刑罰を科すことを規定している。この刑罰は『公事方御定書』下巻ではこの条項にみられるだけで、主殺しは最も凶悪な犯罪であるとして、最も残酷な執行方法で死刑にすることを示すものである。

具体的にはどうするかというと、江戸ならば、死刑囚こころいを小伝馬町(中央区)の牢屋敷から引き出して、日本橋にっぽんばし(同)のたもとの晒し場で、土中に埋めた箱のなかに坐らせて首だけを上に出させ、首には枷を架けて動かないようにして、その枷の上に俵を積んで、その俵に金鋸と竹鋸を立て掛けておき、その姿を衆目に晒す。

この晒し刑を二日行つてから、三日目には死刑囚を馬に乗せて、罪状を書いた小旗などを先に立てて江戸の賑やかな場所を引き廻して、これまた多くの人にみせてから、千住の小塚原(荒川区)や品川の鈴ヶ森(品川区)にあった処刑場で、磔用柱に死刑囚を縛り付けて、鎗二本で左右から交互に数回突き、最後に止めとしてのどを突く磔という方法で死に至らせるものである。このように、江戸幕府の鋸

挽は実際に鋸で死刑囚の首を挽いて死に至らせるものではなく、鋸を側立て掛けておいて晒し、死に至らせるのは磔によるものである。これを以後「鋸挽之上磔」と略称する。

鋸挽

それでは、鋸で首を挽いて死に至らせることはなかったのかというと、中世や戦国時代には実際に鋸で首を挽く残酷な刑があった。⁽¹⁾それが近世初期まで持ち越されて、実際に鋸で首を挽く死刑を実施した藩もある。例えば、仙台藩（伊達家）の『義山公治家記録』巻之七、慶安三年（二六五〇）十二月十六日・十七日条に、草刈太郎右衛門の小姓の権之允が主人の太郎右衛門に斬り懸かり、四ヶ所の疵を負わせたことで、「草刈太郎右衛門小姓ヲ船ニ乗セ海中へ出し、鋸引ニ行ハル」という記事がみられる。具体的な様子は分からないが、これはおそらく実際に鋸で首を挽いたと推測していいのではないか。

また、会津藩（松平家）でも『家世実紀』寛文二年（一六六二）九月二十五日条（二巻、七四〜六頁）に、江戸浪人医師の宗春が百姓甚五郎の妻と密通のうえ、甚五郎下男の弥左衛門に手伝わせて、甚五郎を縊り殺した事件につき、宗春・弥左衛門の兩人が「大町於札辻（会津若松市）鋸引ニ被行、三日にて引落、同廿七日死骸於河原磔」に処され

たとある。三日で引き落として死骸を磔にしたのだから、この例でも実際に鋸で首を挽いたのだろう。

『文化律』中の鋸挽

ところで、盛岡藩『文化律』第七五条「人殺并疵附御仕置之事」第一項に規定される主殺しに対する刑は「引廻之上磔」であり、「鋸挽之上磔」ではない。盛岡藩が鋸挽という死刑執行方法を知らなかったわけではない。それは、まさに同条の先例として掲げられていることから分かる。すなわち、万治二年（一六五九）十一月十九日の例として、主人の寝首を切った下人が、「於小鷹鋸挽、不死ニ付磔」と書いている。鋸で挽いても死ななかつたので、磔に処したというのである。

鋸で挽いても死ななかつたという、常識的にはいささか考えづらい結果がどうして生じたのかは分からない。近世初期の幕府の例では、死刑囚の首を挽きたいと希望する通行人がいれば、彼に挽かせるということだったようなので、盛岡藩の鋸挽もこの例に準じたことすれば、あるいはそれを希望する通行人がいなかったということなのかもしれない。いずれにしても、おそらくこの例に基づいてであろう、その後鋸挽が執行された記事はまったくみられない。たぶん単なる偶然だろうと思うが、実は会津藩が鋸挽を実施したのも上記の寛文二年の例一件だけで、その後は鋸挽

の記事はみられない。

仙台藩・八戸藩の「鋸挽之上磔」

一方、仙台藩は、元禄十六年（一七〇三）に制定した『評定所格式帳』^① 第二条「主殺し之類」に「主殺し、引晒、竹鋸にて挽之上磔」、第三条「親子等殺候者之類」に「親殺候者、引晒、竹鋸にて挽之、はりつけニ被相行候」とあって、主殺しのみならず親殺しも「鋸挽之上磔」の対象とした。^②つまり、実際に鋸で首を挽くのではなく、幕府と同様に、鋸挽という晒し刑を実施したうえで、磔によって死刑に処す方法を採用したわけである。

また、八戸藩（南部家）の『藩日記』寛保三年（一七四三）五月十九日条には、幕府『公事方御定書』下巻に準じて、「主殺・親殺 三日晒、鋸引之上引廻、磔」とされた旨の指摘がある^③ので、盛岡藩が幕府の「鋸引之上磔」の存在を知らなかったとは考えられない。

盛岡藩はなぜ「鋸挽之上磔」を採用しなかったのか

以上のように、確かに幕府や仙台藩でも、近世初期には実際に鋸で首を挽く鋸挽を採用しようだが、戦国時代の余風が少なくなつてからは、鋸を傍らに立て掛けておいて死刑囚を晒し、実際に死に至らせるのは磔である「鋸挽之

上磔」を採用した。

ところが、盛岡藩は——会津藩も同様だが^④——この晒し刑と磔とを組み合わせた「鋸挽之上磔」を採用せず、主殺し・親殺しとも、それに対応する刑を「引廻之上磔」とした。このことは幕末まで同様だったと思われる。そこで当然、盛岡藩はなぜ「鋸挽之上磔」を採用しなかったのが問題になる。いろいろ考えているが、どうしても答えを見付けられない。さらに検討を加えたい。

- (1) 石井良助『日本法制史概説』（改版二刷、創文社、一九七一年）四八四頁、清水克行『耳鼻削ぎ』の中世と近世（黒田弘子・長野ひろ子編『エスニシテイ・ジェンダー』からみる日本の歴史（吉川弘文館、二〇〇二年）一八三頁など）。
- (2) 『仙台藩史料大成 伊達治家記録』五卷（宝文堂、一九七四年）三六八頁。
- (3) 『藩法史料叢書刊行会編、藩法史料叢書』3・仙台藩（上）（創文社、二〇〇二年）六七頁。
- (4) 工藤祐童「八戸藩刑法——法例を中心に——」Ⅲ（八戸工業高等専門学校紀要）一五号、一九八〇年）六頁。
- (5) ちなみに、「鋸挽之上磔」を採用しなかった藩は、決して少なくない。例えば、古城正佳『米沢藩刑法』（専修大学出版局、二〇〇三年）八七頁は、それを採用しなかった藩として盛岡・会津両藩のほか、米沢（上杉家）・亀山（松平家）・熊本（細川家）・新発田（溝口家）の各藩を挙げており、また金沢藩（前田家）も採用しなかったと思われる（服藤弘司『刑事法と民事法』（幕藩体制国家の法と権力Ⅳ、創文社、一九八三年）五二六頁、

五四三頁参照。

(6) 熊林實「南部盛岡藩の追放刑について」(上)、『岩手史学研究』六五号、一九八一年、三〇頁註(6)は、鋸挽・火罪のなかっただのは、盛岡藩の寛刑主義の表れとみる。しかし、鋸挽の上礫を採用しなかつた藩は他にもあるので、即座に盛岡藩が寛刑主義を採用したといえるかどうか、慎重な検討を要する。

第三節 放火犯への刑罰は火罪にあらず

『文化律』の放火罪

江戸幕府『公事方御定書』下巻第七〇条「火附御仕置之事」第一項には、「火を附候もの 火罪」とある。この火罪(『火あぶり』)とは放火犯に対してのみ適用される死刑執行方法で、「目には目を、齒には齒を」というタリオ(『同害報復』)刑の典型とされる。「火には火を」とでもいうことだろう。

これに対して、盛岡藩『文化律』第七四条「火附御仕置之事」第一項は、「火を附候者 獄門」として火罪を採用していない。放火犯はどのような刑に処されたのかを具体的に知るため、管見の範囲で確認した判例をみると、まず、火罪に処された放火犯の事例が一件だけある。

① 『雑書』元禄十六年(一七〇三)二月二十日条(八巻、二六頁)

去年十二月十七日の夜に野辺地通りの横浜村のうち吹越村(横浜町)の仁左衛門の家から出火して十八軒の類焼を

二八

出した火事は、同村の多次兵衛の放火によるものと判明し、これに基づき多次兵衛を三月四日に火罪に処すよう代官に書状をもって命じられた。

しかし、わたしが気付いた放火事件は三十数件あるが、これ以外は礫・獄門・成敗等である。煩雑になるので、そのすべてを紹介することは避けるが、前期の放火一件、中期の盗みのための放火二件、後期の盗みのための放火一件、のそれぞれの事例を掲げよう。

② 『雑書』慶安四年(二六五二)六月二十五日条(二巻、五三三頁)

長岡村(紫波町)の次左衛門の娘の「ちま」が盛岡城下の京町(盛岡市)で放火した廉で成敗となり、次左衛門は過代金として一歩判一両を出して牢より出された。

③ 『雑書』元文四年(二七三九)十一月二十二日条(一七巻、一五二頁)、『刑事』一五五頁、三四八頁

橋本左兵衛組御持弓作内の兄良右衛門が、以前奉公していた矢幅八右衛門から貸与されていた衣類を盗んだうえ、九月七日に役屋へ、十月十三日には花巻城内の風呂屋へ放火し、この日花巻(花巻市)で礫に処された。

④ 『雑書』寛延二年(二七四九)十月二十日条(二二巻、一七五・六頁)

野田通りの下戸鍍村(久慈市)の清左甥の大助・同村清七・鴛養子の平治・同村の百姓の久助の三人が、九月二十九

(471)

日の夜野田通り端神村(同)の百姓源助宅に盗みに入り、源助夫婦を打擲して半死半生の目に遭わせて衣類を盗み取り、そのうえで源助の家に放火したことで、それぞれ打首のうえその所において獄門に懸けられた。

⑤ 『事例』二項「火附之類」所掲嘉永五年(一八五二)

八月二日判決

難波富右衛門召仕仲間で上田通り加賀野村(盛岡市)の菊が、米を盗み取ったのを下女に知られたのを遺恨に思い、怨みもない主人の小屋に放火した罪で、町中引き晒し、小高殺生場(盛岡市)で打首、三日獄門と伺いが出され、嘉永七年(一八五四)四月二十五日に伺いの通りとされた。

事例掲載は以上に止める。②の成敗というのは獄門の付加のない打首だと思われるが、初期にはその例が多いとともに、放火を手伝ったというようなケースにも科されている。確は、数度放火したとか、殺人のうえ放火したとかの凶悪な事例に科されていて、あとはほとんど獄門である。それも凶悪度に対応して引き晒しが付加される場合もある。以上のような先例から、『文化律』の放火犯は獄門という原則が導き出されたものといえよう。「放火犯は火罪」という常識は妥当しない。

火罪に処された事例

それでは、盛岡藩では火罪という死刑執行方法は採用されなかったのかというと、決してそうではない。上記①の事例以外に、主殺し一件、毒殺三件、焼き殺し一件及び密懷一件が火罪となっている。毒殺も一件に絞って、それぞれの判例を紹介しよう。

⑥ 『雑書』承応二年(一六五三)三月十六日条(二卷、

六九三頁、六月十六日条(同上、七三三頁)、『刑事』六頁、律第七五條

望月十太夫の草履取りの藤太郎が主人を突き殺した罪で、盛岡町中引き晒しのうえ向中野通りの津志田村(盛岡市)で火罪に処された。なお、父親と弟二人も同所で獄門とされている。

⑦ 『雑書』延宝七年(二六七九)四月二十九日条(四卷、

三〇九頁)

八戸弥六郎領分の遠野通り宮守村(遠野市)の「辰」という女が、夫の孫次郎がいなくなれば遠野へ奉公に出られるだろうと思い、三月十四日に夫に毒を盛って殺害した。今日盛岡町中を引き晒して弥六郎家来に引き渡され、同人領の佐比内村(紫波町)で火罪にするよう申し渡された。本来なら宮守村で火罪を実施するところ、早池峯祭礼のため宮守村は二月から八月まで火葬禁断とされている関係上、佐比内村での火罪となったものである。

⑧ 『刑事』四三・四頁、三一六頁所掲貞享五年（元禄元、一六八八）十二月八日判決

南閉伊の甲子村（釜石市）肝煎十五郎の女房が、善右衛門の女房「かこ」が十五郎の所へ来ることに嫉妬し、ひそかに「かこ」を土蔵に呼び入れて焼き金を当てるに焼き殺し、その後裏の茶畑へ首つりしたように装った。これには十五郎の娘も手伝ったことも判明した。この罪で、十五郎の女房と娘の二人が甲子村の野田という所で去る四日の昼に火あぶりに処された。

⑨ 『雑書』元禄四年（二六九二）十二月十九日条（五巻、一〇〇七頁）、『刑事』五一頁

釜石村（釜石市）の金藏女房「とら」が、十月二十六日の晩同所の新兵衛と密懐している現場を夫の金藏が見付けて、新兵衛を脇指で刺殺した旨を申し出た。「とら」は密懐を否定したが、拷問に懸けたところ白状し、これに基づいて十二月六日に釜石の大渡り前という所で火あぶりとなった。なお、夫金藏は御免となっている。

省略した毒殺の火罪判例は、『雑書』の元禄八年（二六九五）十一月十二日条（六巻、六〇六頁）及び元禄十三年（二七〇〇）十二月五日条（七巻、五五八・九頁）に掲げられている。

このように、元禄期までは毒殺に対して火罪が採用されるケースが目立つ。しかし、その後の毒殺事件としては、

時代がずつと下がつてしまいが、(i) 『雑書』天明五年（二七八五）四月二十八日条（三三二巻、三七〇頁）、『刑事』七二五頁で、三ヶ尻弥兵衛組同心与六と手廻り四人に毒を与え、与六とその妻を死亡させた町医玄郁が打首、獄門に処された、(ii) 『刑事』一二一〇・一頁、『事例』一項「主親夫殺」所掲文政十年（一八二七）七月晦日判決で、大工丁（盛岡市）福松が同丁善五郎女房「はる」と密通のうえ、本夫善五郎を毒殺したことにより、福松・「はる」兩人が町中引き晒し、小高処刑場において磔となった、(iii) 『刑事』一四〇三・四頁、『事例』一項「主親夫殺」所掲天保五年（一八三四）十月七日の判決で、母「りつ」に同意して、兄である養子の与左衛門を毒殺した下田将監家来柏崎久弥が打首、三日獄門、母「りつ」が打首に処された、の三件が確認できる。

みられる通り、この毒殺三件とも火罪とはなっており、したがって、盛岡藩における火罪は、①の元禄十六年（二七〇三）の放火犯への火罪判例を最後として、以後姿を消すわけである。

放火犯への火罪不採用理由

問題は、「大法」とでもいうべき、「放火犯は火罪」という法を盛岡藩はなぜ採用しなかったのかということである。この疑問に直接答えてくれる史料をわたしは見出せない

いでいる。よって、推測を加えるしか方法がないが、考えてみると、そもそも「放火犯は火罪」というのはタリオ刑といえるのだろうか。

つまり、「目には目を、齒には齒を」がタリオ刑の原則であり、そしてそれは報復刑の限度をも示すものだとすれば、放火して家屋を焼却させたのならば、そのタリオ刑は放火犯の家屋を焼却することであって、放火犯を焼き殺すことではない、との理屈も成り立つように思われる。放火犯を焼き殺していいのは、その放火によって焼死者が出た場合に限られるはずではないだろうか。そう考えてよければ、放火犯に対して、例外の一件を除いて火罪を用いなかつた盛岡藩法は実に理屈に合っているし、また、放火ではなく、焼き金を当てる女を焼き殺した⑧の十五郎の女房と娘に火あぶりを科したことも理解可能である。

しかし、『雑書』天明四年（一七八四）十月八日条（三二卷、二二九頁）、『刑事』七一七頁にみられる、野田鉄山働きの者で深田村（久慈市）の源之丞が、正月十三日の夜に端神村（同）の与市宅へ押し込み強盗に入り、放火して家を焼き払い、家族に疵を負わせたり焼き殺した事件について、源之丞が村中引き晒しのうえ獄門とされておられ、火罪にはなっていない。また逆に、毒殺・主殺し・密懐事件に火罪が適用されていることについて、まったく合理的な説明ができない。

となると、とうていまともな答えとはいえないが、元禄期までの盛岡藩は、いかなる凶悪犯罪にどのような種類の死刑を科すかは、その時々々の裁判役人の判断に任せられ、とくに統一的な基準はなかったことになるだろうか。そして、元禄期以降放火犯でも火罪を科さない判例が積み重ねられることによって、『文化律』においては火罪が死刑の一種として採用されなかったと思われる。

(1) 『徳川禁令考』後集第三、三九一頁、『刑典便覧』キ「火罪」

(2) 『同上』別巻、四〇七・八頁。

(3) 石井良助『盗み・ばくち』（第三江戸時代漫筆、明石書店、一九九〇年）一七頁「火付のこと」（二六六頁）。

(4) この点についてはすでに守屋浩光「江戸時代初期における

「寛刑化」と藩政の確立——相馬・会津・盛岡藩を題材に——」（二一・完）『法学論叢』一三五巻四号、一九九四年）九七頁註⑤が指摘している。「毒」と「火」には一体どのような関係がある

のだろうか。

第四節 据物師の身分

首切り浅右衛門

据物師すぶものしという言葉は、あまり聞き慣れないかもしれないが、『広辞苑』（第一版）の「据物」の項をみると、「①飾のために据えておくもの。おきもの。②土壇などに罪人の屍などをおいて刀剣の切れ味をためすこと。また、そのも

の。③他家へは行かず、定まった宿で淫売して、外での出合をしない私娼」とある。この三つのうち、ここで採り上げるのは②の意味の据物で、よく使われる別の言葉では「ためし物（切り）」と呼ばれる。よって「据物師」とはためし物を行う人のことである。近世前期の盛岡藩ではためし物を行う人を「人斬り」と呼んでいるが、のちには「据物師」と称しているので、ここでは「据物師」と総称することにする。

さて、据物師として有名な人物に、江戸幕府の据物御用を務めた山田浅（朝）右衛門、人呼んで首切り（または人切り）浅右衛門がいる。江戸幕府の死刑のなかには下手人・死罪・獄門など、首を切つて死に至らせるものがある。これらの斬首刑は、原則としては町奉行所の同心が務め、とくに新参の同心の役回りだったらしい。この首のなくなった死体を土壇において、將軍家が入手した新刀などの切れ味をためすのが山田浅右衛門の仕事で、これを「御様御用」と呼んだ。

もっとも、この浅右衛門は徳川家の家臣ではなく浪人であつて、単に將軍家だけでなく、大名や旗本などに頼まれて新刀のためし切りも行っていた。しかも、死体を材料にしてためし切りをするだけでなく、死刑執行役の同心に少し袖の下を渡して、斬首それ自体を新刀で行うこともあり、むしろこれが多かつたようで、こうしたことから首切

り浅右衛門の俗称が生まれたのであろう。なお、この浅右衛門は刑死した罪人の肝胆を採ることが許されていて、それを人胆丸（じんたんだま）という薬に製して売り出していたそうである。

浅右衛門の弟子の盛岡藩士

この浅右衛門についての研究の一つである氏家幹人氏の『大江戸死体考』によると、寛政元年（一七八九）十二月に行われた「御様御用」に随行した浅右衛門の弟子の一人に、「南部慶次郎様御内」すなわち盛岡藩主南部利敬の家来である小松原甚兵衛がいたそうで、さらに翌寛政二年（一七九〇）七月に作成された門弟名簿には、小松原甚兵衛ほか五人の盛岡藩士がいたと指摘されている。⁽³⁾

これだけを見ると、藩主利敬はかなり据物に関心をもっていたように思われるが、新刀の切れ味をためしめたいと思ふのは、単に利敬個人の嗜好だけでなく、おそらく当時の武士に共通した関心だった可能性があるから、はたして盛岡藩の据物師はどうだったのかを、盛岡藩家老席日記『雑書』のなかの記事から探ってみたい。

人斬り山野嘉右衛門

最初の関係記事がみられるのは慶安二年（一六四九）の八月から九月にかけてである（一巻、三七一・二頁）。まず、同年八月二十七日の記事に、「人斬山野嘉右衛門為御見舞

と、從江戸今日下り候」とある。翌二十八日にはこの嘉右衛門に朝食が小書院で与えられ、これには家老の石井伊賀と岡井玄斎（役職不明）が相伴している。

翌二十九日になるといよいよ人斬りが行われる。すなわち、御書院前で、万丁目（花巻市）の平十郎、十三日町（盛岡市）の式部、黒沢尻（北上市）の助三郎、佐比内（紫波町）の八右衛門の四人の成敗が行われ、嘉右衛門が太刀を取り、いづれも「生げさ」とある。「生げさ」だから首を刎ねたのではなく、生きている死刑囚を袈裟斬りにしたのである。これは、死刑それ自体が目的ではなく、太刀の切れ味をためすためだったと推測される。

さらに、九月二日には御居間の前で成敗が行われ、上田（盛岡市）の惣十郎、彦部関田（紫波町）の兵部、川口町（花巻市）の左平次の三人に対して、「山野嘉右衛門手懸ケこれをためす」と記述されている。二十九日の御書院前とか、この日の御居間前とかの場所を考えると、これらの成敗を藩主が見物したのでらう。そして、同日嘉右衛門に金三十両・鶴一羽・御裕三の褒美が御前において与えられた。

この人斬り山野嘉右衛門については、右に掲げた氏家氏の『大江戸死体考』に紹介されており、それによると、彼は二十歳から五十歳の頃までに六千余人の囚人のためし切りをして、寛文七年（一六六七）に七十歳で病没した、江

戸の据物の名人だったそうである。その腕前をみたい、あるいは入手した太刀を嘉右衛門の手でためして貰いたいと希望した藩主の意向で、盛岡に招かれたものと考えていいのではないか。嘉右衛門を招いた当時の藩主である南部直は、麻布（港区）の下屋敷でみずから罪人を斬って刀をためしたというエピソードがあるようなので、名人上手のする据物に関心をもっていたに違いない。

盛岡藩関係者による据物

上記の山野嘉右衛門は江戸の据物師だが、それでは盛岡藩関係者による据物はどうだったのだろうか。まず寛文九年（一六六九）十一月二十二日の記事（二巻、八三八頁）に、白戸与右衛門なる者が、「只今迄成敗者被仰付、千人余切申候二付て、供養いたし度候間、御米拾駄拝借仕、来年・来々年兩年之御切米之内ニテ返上可仕」という訴状を上げて、五駄を与えられている。

盛岡藩では米一駄は米二石に換算されたようなので、二十石の拝借を願い出て十石を与えられたということになる。この訴状では拝借した米は二年間の切米から返すといっている。この白戸与右衛門は切米を与えられている盛岡藩の家臣だと思われる。しかし、どのような役職に就いていた家臣かは不明であるが、千人余りの成敗を行ったという点に注目したい。この成敗が据物なのか、それとも

通常の死刑執行なのか不明だが、のちに述べるように、通常の庶民に対する斬首刑は庶民身分の牢守によって行われていたようなので、この白戸与右衛門が行った成敗は据物だったと推測しておきたい。

次に、延宝四年(一六七六)八月二十二日の記事(三巻、七九三頁)に、家臣の坂本条右衛門が、召仕の杉右衛門はいたすら者なので成敗したいと藩に申請したのに対して、「御様シ被成御道具有之候間、籠舎可申付置由依御意」つて杉右衛門を籠に入れたとある。据物が実施されたという記事はないが、実施されることが前提となっている。

さらに、天和二年(一六八二)十二月十九日の記事(四巻、九六一頁)には、六人が牢前において斬罪と申し渡されているが、そのうちの一人である馬屋小者の助蔵が、馬の尾を残らず切り取った科で「から竹割」と宣告されている。斬首ではなく真つ向から縦に切り下げるものだから、据物であると判断してよかるう。上記のような据物師が死刑執行人Ⅱ刑吏を兼ねたのか否かは分からないが、十七世紀後半の盛岡藩でも据物が行われたことは確実である。

專業の据物師の登場

そして、十八世紀に入ると、盛岡藩でも專業の据物師とってよいような人物が登場する。すなわち、まず元禄十三年(一七〇〇)八月五日の記事(七巻、四七二頁)によれ

ば、人切りとされる雲田三五兵衛と磯池(地)新五左衛門の二人について、「右兩人、向後御町奉行支配可仕」とする旨の申し渡しがあった。これだけでは何のことかよく分からないのだが、時代がずっと下って、安永七年(一七七八)六月二十五日に次のような記事(二九巻、五七七頁)が表れる。いささか長文の記事なので要旨を紹介すると、

町奉行の支配を受けている御据物師磯地庄左衛門の居宅は、昔は外加賀野(そとかがの)先同心丁並方川端(盛岡市)にあったが、先年辰年(安永元年)の洪水で流れてしまった。その頃まではお上より建ててくれたという申し伝えだが証拠はない。その後御持筒丁(同)の知合いの所に世話になり、さらに加賀野春木場(同)の百姓の家を求めて住居していた。ところが、その居宅が本年四月十日に類焼した。

御据物師の取り扱いは組同心同様の支配で、時太鼓打ち三人も同心名目で取り扱っている。時太鼓打ち三人は、居宅も新土手(同)に役屋が三軒あり、公費で建ててられている。ところが、「御据物師計は一人者にて仲間も無之、常々御奉公筋も稀ニ御座候」。この時節に恐れ多いことであるが、取り扱いは同心同様なので、至って軽い身分の者で居宅を自分の費用で建てることができないため、同心並みに居宅を建ててやってほしい。場所はこれまで住んでいた所にして、少し

遠いけれども、いつも御用があるわけではなく、また一人勤めなので、屋敷を与えるには及ばないだろう。

まず、確証はないが、この記事にみられる「御据物師磯地庄左衛門」は、元禄十三年の記事の磯池新五左衛門の子孫ではないか。これを前提とすると、新五左衛門が町奉行の支配を受けることになったという意味が少しはつきりするだろう。つまり、彼は正規の盛岡藩の家臣ではなく浪人でありながらも、町奉行の支配を受けて同心並みに取り扱われている者ではないか。時大鼓打ち三人もまったく同様に同心名目で町奉行の支配を受けているのだけれど、こちらには役屋三軒があつて、公費で建てて貰つていたので、類焼した御据物師についても公費で居宅を建ててやつてほしいというのが町奉行の要望である。そして、この町奉行の要望を認める旨が付札でもって申し渡されている。

この記事から御据物師磯地家の身分はほぼ推測がつく。つまり、それは、江戸幕府の「御様御用」山田浅右衛門と同じく、正規の家臣でなく浪人であるけれども、町奉行の支配を受けて据物業務に携わる家柄ということになる。その身分は同心並みで至つて軽い者ながら、他に代わるべき者がいなかつたらしい。

以上の磯地家の支配上の取り扱いが、さらに天明五年（二七八五）十一月十九日の次の記事（三二二巻、四六九頁）で詳細に知ることができる。すなわち、据物師磯地庄左衛門

が、万一のことがあつたら二十九歳になる俸の久之助に番代を仰せ付けられたいとの願書を町奉行に提出したところ、その願書は「御町奉行とも限取納置」き、病死したとの申し出とともに、翌日町奉行が報告している。その際、庄左衛門には三両二人扶持が与えられて町奉行が支配していること、目見えは申し上げない者で、取り扱い向きははつきりとは分からないと町奉行が申し出ている。また番代については宝暦七年（二七五七）七月二十五日にその例があり、町奉行限りで取り扱つているので、以来ともにこの先例に準じ、町奉行が継目を申し渡してから藩に訴え出るよう命じられている。

御腰物御様成田逸角

以上、据物師磯地家について検討を加えたが、少なくとも安永期には一人勤めとなつているものの、それ以前においては元禄十三年の記事にあるように二人だったこともあるらしい。

おそらくそれに関係すると思うが、宝永六年（二七〇九）十月四日の記事（九巻、六三九頁）に、おおかわ村（岩泉町）百姓甚之丞が殺人罪で籠前において成敗、首は大川村で獄門との申し渡しを受け、このとき「御腰物御様」が成田逸角なる者に仰せ付けられて、こくちやう石町（盛岡市）の籠前に派遣された。その他の派遣役人は、町奉行・目付・小納戸・歩行

目付と役職が明瞭だが、成田逸角については役職が付されていない。以上のことから、断定できるほどではないが、この成田逸角も据物師だったのではないか。しかし、その後の記事には成田家の名前は発見できないので、安永七年以前のかなり早いときに家が断絶したのかもしれない。

後期の据物師

以上が現在確認している据物師についての記事で、後期についてはまだ追究していない。ただ、最初に紹介した、寛政元年（一七八九）及び二年（一七九〇）頃に山田浅右衛門の弟子に盛岡藩士がいたというのがいささか気になる。つまり、これまで分かったことでは、盛岡藩の据物師は決して正規の家臣ではなく、町奉行限りの支配を受けた浪人だった。ところが、浅右衛門の弟子に盛岡藩士がいたというのだから、彼らは何のために据物の稽古をしたのだろうか。据物師というのはどうもあまり身分的に高い者ではなく、どちらかというときと軽い者とみられていたのではないかと思われる。にもかかわらず、なぜ盛岡藩士が据物の稽古をしたのだろうか。

これは何も据物師だけでなく、死刑執行人¹¹刑吏は洋の東西を問わず身分の低い、ないしは差別を受けやすい者の仕事だったようである。天保三年（一八三二）に、それまで城下で斬首刑を執行するのは牢守の役目だったのだが、

胆力養成のためとして今後は同心にさせる方針が出された。ところが同心は、このような不名誉な役を引き受けることはできないとして大騒ぎになり、最終的にはこの新方針は撤回されたというエピソードが紹介されている。⁸近世前期には武士身分の者の斬首に同心が派遣されている例があるので、⁹牢守が斬首役をしたのは庶民の場合だったのかもしれない。

いずれにしても、盛岡藩でも死刑執行人や据物師は差別を受ける低い身分の者という意識があったことになるが、それにもかかわらず正規の盛岡藩士が山田浅右衛門の弟子になっていた。しかも、氏家氏の紹介するところによれば、冒頭に名前を掲げた盛岡藩士小松原甚兵衛の子清五郎とその弟権之助が、六代山田浅右衛門吉昌の養子になったらしい。¹⁰このことはいかなる意味をもつのだろうか。

この点、明確な答えを示すことができないが、例えば、名古屋藩（徳川家）土朝日重章は、元禄五年（一六九二）二月十四日に師匠二名に従って様し物を見物するとともに、自身も股の肉を切り落としているし、¹¹また会津藩（松平家）の武道の私塾には、剣、槍、弓のほか、居合、鎖鎌などと並んで壇術（刀のためし切り）や手裏剣などもあったようだから、盛岡藩においても実際の据物師に対する評価とは別に、やはり武士が嗜むべき武術の一つとして据物が位置付けられていたのだろうか。

- (1) その研究として、さしあたり松平太郎『江戸時代制度の研究』(一九一九年、再復刻版、新人物往来社、一九九三年) 八五九頁、辻敬助『日本近世行刑史稿』上(一九四三年、復刻版、財団法人矯正協会、一九七四年) 六六一・二頁、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年) 四四八・九頁、篠田鉦造『明治百話』上(岩波文庫、一九九六年、初版は一九三二年) 『首斬朝右衛門』(二五〇三頁)、石井良助『江戸の刑罰』(中公新書、一九六四年) 三九〇四二頁を挙げておく。
- (2) 佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』(人物往来社、一九六七年) 二〇五・六頁。
- (3) 氏家幹人『大江戸死体考——人斬り浅右衛門の時代——』(平凡社新書、一九九九年) 一七七頁、『同上』増補版(平凡社ライブラリー、二〇一六年) 一六九頁。
- (4) 同上、九六〇九頁、増補版、九二〇五頁。
- (5) 『内史畧』后二(四卷、一一〇頁)に「一一一 人切山野任用」として、「重直公御代、山野嘉右衛門と云者御抱、是は人切の上手也、今腰物ためし多く有、金すり込にて、嘉右衛門ためしと有」との記事がみえる。この記事を素直に解釈すれば、山野嘉右衛門が家臣として召し抱えられたことになるが、おそらくはそうではなく、本文のごとく一時的に招聘されたものであろう。
- (6) 菊池悟朗『南部史要 全』(四版、熊谷印刷出版部、一九七二年、初版は一九一一年) 八八頁。
- (7) 大島晃一『盛岡の時太鼓・時鐘について』(『岩手史学研究』九四・九五合併号、二〇一四年) によれば、盛岡城の時太鼓は、延宝七年に日影御門外三戸町に時鐘が新設されたことに伴い休止され、以後幕末まで打鼓されることがなかった。しかし、時太鼓打ちという職名はそのまま残って、町奉行の支配を受けて鐘撞き業務に従事したという(とくに、五二・三頁)。したがって、本

文の安永七年時点ではすでに時太鼓打ちという職名で鐘撞き業務に従事していたことになろう。

- (8) 菊池悟朗『南部史要 全』(二二四・五頁、守屋嘉美『幕末藩政改革の研究』(一)(東北学院大学『東北文化研究所紀要』四号、一九七二年) 一六頁。
- (9) 例えば、元禄二年(一六八九)九月朔日の記事(五卷、六五九・六〇頁)では、検見に派遣された佐藤甚右衛門と足沢兵十郎が八月二十八日に山岸村(盛岡市)の肝煎甚内宅に宿泊し、甚右衛門が寝入ったところを兵十郎が甚右衛門を切り殺す事件が起き、刀・脇指も差していない甚右衛門を切り殺した兵十郎の行為は侍のやることではないと、藩主の厳しい指弾を受けて成敗と命じられ、その切り手として当時の町奉行高橋惣左衛門組の同心が派遣されている。
- (10) 氏家・前掲書、二一八頁、増補版、二四七・八頁。清五郎は、金沢藩主から依頼されたためし切りの現場で不行儀があったため離縁され、その跡に権之助が養子になったと指摘されている。この権之助は会津藩のためし切りも引き受けていたらしく、「業も相応二有之、評判宜相聞候」として、毎年米十俵ずつを与えられていた(『家世実紀』享和元年八月条(一五卷、一六六頁))。しかし、文化九年に病没した。
- (11) 朝日重章著・塚本学編注『摘録 鷓鴣籠中記——元禄武士の日記——』(上)(岩波文庫、一九九五年) 同日条(八〇・一頁)。
- (12) 野口信一『会津藩』(シリーズ藩物語、現代書館、二〇〇五年) 一二五頁。

〔未完〕